

# 「みのワン」周知宣伝業務委託仕様書

## 1. 業務名称

「みのワン」周知宣伝業務委託

## 2. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の業務、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ、変更する場合があります。

## 3. 業務目的

本業務は、身延町公式マスコットキャラクター「みのワン」（以下「みのワン」という。）を活用した各種イベント等への参加業務、テレビCMによるPR業務、公式SNSを活用した情報発信業務により、身延町の魅力や特性を効果的に情報発信することを目的とする。

## 4. 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

## 5. 業務内容

### (1) 各種イベント等への「みのワン」参加業務

町が指示するイベント等へ参加し、みのワンの着ぐるみを活用したPR活動を行うこと。

- ・参加回数は年間50回とする。県外イベント等への参加は50回のうち10回程度とする。なお、特別な理由がある場合、町担当者と協議のうえ、参加回数を変更することができる。
- ・委託者から受託者へのPR活動参加依頼は、原則期日の1か月前までに「参加指示書」にて連絡することとする。
- ・業務時間は、原則移動時間を含め1回あたり8時間とする。
- ・業務を行う担当者は、原則として着ぐるみの「着用者」、補助や司会を行う「補助者」の2名を基本とする。
- ・着用者はキャラクター設定を熟知し、それを表現できる高い演技力をもった、身長165cm前後の者とする。また、着用準備時等においても、キャラクターイメージが損なわれないように行動する。
- ・着用者及び補助者は、接客対応や着ぐるみに対する適応力と判断力のある者とする。また、イベント等主催者と必要な連絡調整を密に行うこと。

(2) テレビCMによるPR業務

- 「みのワン」の認知度向上を目的に、テレビCMによるPR活動を行うこと。
- ・年間4回、またはイベント開催前等において短期的に集中して放送すること。
  - ・10秒以上のCMを制作し、年間40本以上放送すること。

(3) 公式SNS（Twitter、Facebook等）を活用した情報発信業務

活動予定や実績など迅速な情報発信を行う。

(4) (1)～(3)に対するPR演出等の企画・運営業務

- ・受託者は、町が要望するPR方法・演技方法等に対応した、「みのワン」運用マニュアルを作成する。また、「着用者」と「補助者」にマニュアル内容を周知徹底し、みのワンの目的・キャラクター設定に留意した「着用者」への演技指導、みのワン及び町のPRを目的とした「補助者」への司会・遊説指導を行うものとする。
- ・イベントステージにおける脚本や演技、振り付け等の総合的な演出を行うこと。
- ・身延町の観光スポット及び特産品の紹介、また季節行事のPRを行うこと。
- ・効果的な戦略の提案を行うこと。

(5) その他の業務

- ・参加業務に要する情報機器、撮影用カメラ、着ぐるみ搬送用車両等を確保すること。また、各種必要経費（車両維持、燃料費、有料道路使用料、駐車料金等）を業務委託経費に含めること。
- ・経年劣化を除き、受託者の管理不行き届きにより着ぐるみを破損及び汚損した場合は、直ちに町に報告の上、受託者の責任で修繕を行うこと。

## 6. 実績報告書

受託者は、毎月の活動実績を集計した任意の報告書について、PR活動概要記録画像を添付し、翌月中旬までに委託者に提出すること。なお、PR活動概要記録画像については、広報誌やホームページ、またSNSへの掲載に支障が無いよう肖像権等（掲載の承諾）に留意すること。

## 7. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、身延町個人情報保護条例（平成16年9月条例第12号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後におい

ても同様とする。

- (4) 受託者は、本業務において、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。